

第 76 回国民体育大会伊賀市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、伊賀市で開催される第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について行う。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を別表の物品の中から必要なものに充て、当該物品として受け入れるものとする。
- (3) 協賛方法は物品等の提供又は貸与とする。

3 協賛の手続き

協賛の手続きは、次のとおり行う。

- (1) 協賛は、三重とこわか国体伊賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第 1 号様式）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第 2 号様式）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の納入、据付、撤去等に関する費用は原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの又はその恐れがあるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。た

だし、協賛品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。

(2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛を受け入れた場合は、協賛者に対し感謝状等を贈呈するとともに、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和元年5月1日から施行する。

別表（要項 2 関係）

協賛品（例）

（1）啓発用	
掲示物	のぼり旗セット（のぼり旗、ポール等）、横断幕、マグネットシートなど
配布物	ポケットティッシュ、シール、鉛筆、パンフレットなど
（2）歓迎装飾用	
掲示物	のぼり旗、看板、タペストリー、横断幕など
会場装飾	プランターなど
（3）おもてなし用	
配布物	飲料水、特産品、参加者記念品など
（4）競技会用	
服飾等	スタッフ被服（服飾、帽子、雨合羽等）、資料袋など
（5）開催準備用	
貸与品等	自動車、パソコン等事務用機器など
（6）その他	実行委員会との協議によるもの